

# 請求書等の記載と保存

ここでは、農業者Aさん（売手）からBスーパー（買手）が鉢花と野菜を仕入れた場合を例として、仕入税額控除に必要な書類の要件について説明します。2019年10月1日から鉢花は標準税率（10%）になります。

## 1 請求書等保存方式 | 現行～2019年9月30日

帳簿と請求書等を保存する必要があります。

※記載事項を満たす領収書や納品書、レシート等、取引の事実を証する書類も認められます。

※取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入する等、請求書等の交付を受けないことが困難な場合は、帳簿に記載すれば仕入税額控除が認められます。

帳簿への記載事項	1 課税仕入れの相手方の氏名または名称 2 名称 3 取引年月日 4 取引内容 5 対価の額
請求書等への記載事項	1 請求書発行者の氏名または名称 2 取引年月日 3 取引内容 4 対価の額（税込） 5 請求書受領者の氏名または名称

売上税額、仕入税額の計算方法  
 $324,000円 \times 8/108 = 24,000円$

請求書	
Bスーパー御中	
11/月分	324,000円（税込）
11/1 鉢花	43,200円
11/1 野菜	162,000円
11/30 鉢花	64,800円
11/30 野菜	54,000円
合計	324,000円

農業者A

## 2 区分記載請求書等保存方式 | 2019年10月1日～2023年9月30日

帳簿や請求書に、軽減税率の対象品目であることを記載する必要があります。

帳簿へ新たに記載する事項	5 軽減税率の対象品目である旨
請求書等へ新たに記載する事項	6 軽減税率の対象品目である旨 7 税率ごとに合計した対価の額（税込） 8 税率ごとに合計した対価の額（税込）

売上税額、仕入税額の計算方法  
 ・適用税率ごとの取引総額にそれぞれ税率を乗じて計算する  
 $(10\% \text{ 対象}) 110,000円 \times 10/110 = 10,000円$   
 $(8\% \text{ 対象}) 216,000円 \times 8/108 = 16,000円$   
 $\Rightarrow 10,000円 + 16,000円 = 26,000円$

請求書	
Bスーパー御中	
11/月分	326,000円（税込）
11/1 鉢花	44,000円
11/1 野菜	162,000円
11/30 鉢花	66,000円
11/30 野菜	54,000円
合計	326,000円

● (10%対象) 110,000円  
 ● (8%対象) 216,000円  
 ※印は軽減税率対象商品  
 ※印は軽減税率対象商品 農業者A

## 3 適格請求書等保存方式（インボイス制度） | 2023年10月1日～

適格請求書等保存方式が導入されると「適格請求書等」の保存が必要となります。

「適格請求書」とは、必要な事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

売上税額、仕入税額の計算方法  
 新たに以下の方法による計算も選択できます。  
 ・適格請求書に記載ある税額をすべて集計する  
 $\Rightarrow 10,000円 + 16,000円 = 26,000円$   
 ※仕入税額について、適用税率ごとの仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算すること（売上税額を割り戻して計算する場合に限る。）

請求書	
Bスーパー御中	
11/月分	326,000円（税込）
11/1 鉢花	44,000円
11/1 野菜	162,000円
11/30 鉢花	66,000円
11/30 野菜	54,000円
合計	326,000円

消費税 26,000円  
 ● (10%対象) 110,000円  
 内消費税 10,000円  
 ● (8%対象) 216,000円  
 内消費税 16,000円  
 ※印は軽減税率対象商品  
 ※農業者A 登録番号○○○

# 軽減税率制度

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の留意点

### Q1 農協等の販売手数料の消費税率はどうか、その経理はどうするのか。

A 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率（8%）が適用される一方、農協等の販売手数料は標準税率（10%）が適用されます。このため、これまで農業者の方は農協等の販売手数料を差引いた額を課税売上とすることが可能でしたが、今後は農協等の販売額を課税売上（8%）とし、販売手数料を課税仕入（10%）として別々に計上する必要があるります。

### Q2 消費税率が売上（8%）と仕入（10%）で異なると、簡易課税事業者は不利になるのではないか。

A 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率（8%）が適用される一方、肥料や農業等の仕入は標準税率（10%）が適用されます。現行、農業の簡易課税事業者（課税売上高5,000万円以下）の農林水産物の販売に係るみなし仕入率は70%ですが、現行のみなし仕入率のままだと仕入税額が過小に算出されるなど明らかなる影響があることから、食用の農林水産物の販売に係る事業者のみなし仕入率が80%に引き上げられます。

### Q3 「適格請求書」とはなにか、発行は誰でもできるのか。

A 2023年10月から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、仕入税額控除を受けるためには適格請求書等を保存することが要件になります。適格請求書とは「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」です。適格請求書を作成する事業者の登録申請書を提出して登録を受ける必要があります。この登録申請の受付は2021年10月1日から始まります。

### Q4 卸売市場や農協等への委託販売の場合は適格請求書の特例があるのか。

A 卸売市場や農協等を通じて出荷は、どの生産者の農産物を把握せずに流通する仕組みとなっており、売り手である生産者が販出手を見つけて適格請求書を交付できない事情があります。このため、卸売市場や農協等が販売の委託を受けて行う農林水産物の譲渡等（農協等）については無条件委託方式（1）、共同計算方式（2）によるものに限り、生産者の適格請求書等の発行義務は免除されます。また、買い手は卸売市場や農協等から交付を受けた書類の保存で仕入税額控除ができる特例が措置されました。

- ※1 無条件委託方式  
生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けず、その販売を農協等に委託。
- ※2 共同計算方式  
一定期間に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

### Q5 直売所で農産物を委託販売する場合、適格請求書等の発行はどうか。

A 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、直売所で農産物を委託販売する場合、事業者（買い手）から適格請求書の交付を求められた時は、適格請求書発行事業者（Q3参照）である生産者（売り手）は適格請求書を交付しなければなりません。このため、直売所は委託されている生産者が適格請求書事業者がどうかを確認しておく必要があります。また、直売所と直売所がともに適格請求書発行事業者である一定の要件を満たす場合には、直売所が生産者に代わって直売所の登録番号等を記載した適格請求書を交付することかできる特例措置が講じられています。直売所の対応としては、適格請求書等を交付するサービスカウンターを設けたり、適格簡易請求書兼用のレシート等を常に発行するなどができる場合があります。直売所に事前に登録してもらい、月1回一定の期間内に行った取引分をまとめて適格請求書を発行することもできます。生産者と直売所経営者の間でよく話し合ってください。